



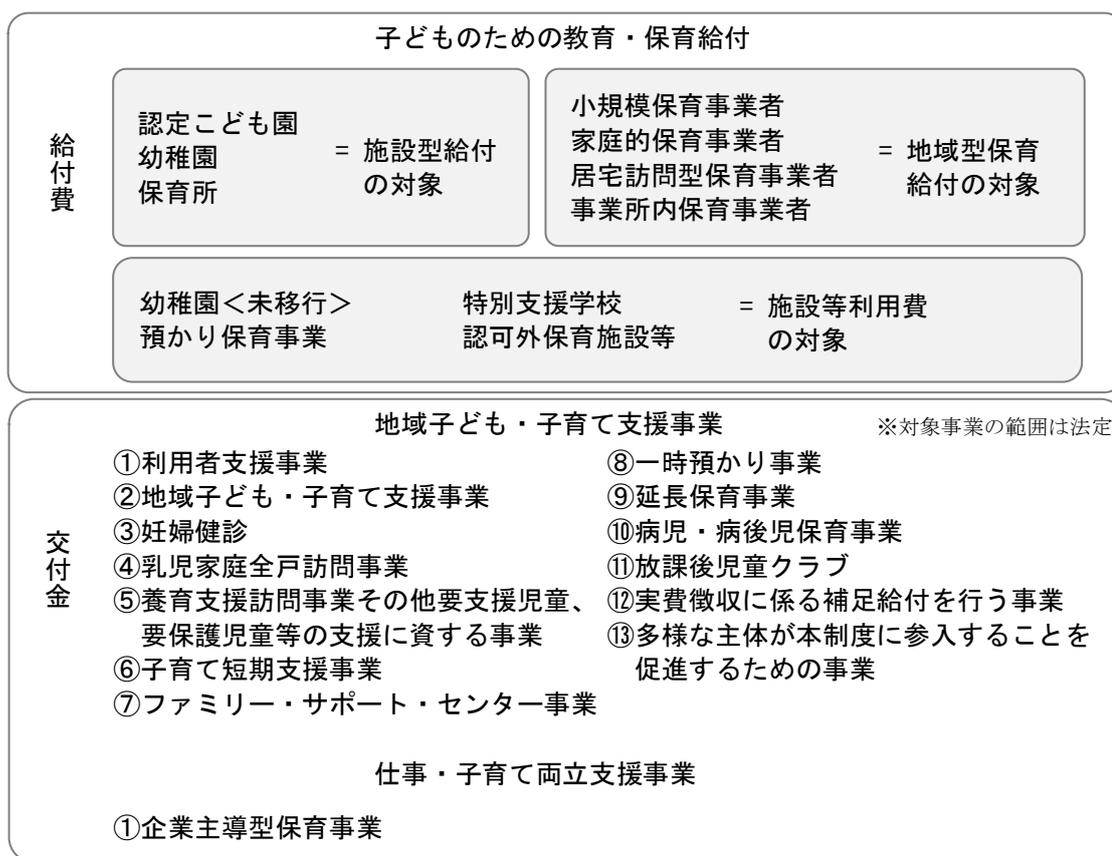
幼児期の学校教育・保育、地域子ども 子育て支援事業に係る量の見込みと 確保の方策

1 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 施設の概要

認可保育所	保護者の労働や疾病などの事由により保育の必要な0歳から就学前の子どもを保育することを目的とした施設です。国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のものです。児童福祉法に基づきます。	
幼稚園	3歳から就学前の子どもに適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした施設です。学校教育法に基づいています。通常の就園時間の利用のほか、預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業）を利用することができます。	
認定こども園	幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設です。	
地域型 保育事業	小規模保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、保育することを目的とする施設において、保育を行う事業です。利用定員は6人以上19人以下です。
	家庭的保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、家庭的保育者*の居宅その他の場所において、保育を行う事業です。利用定員は5人以下です。
	事業所内保育事業	事業主（企業）等が、主に満3歳未満の、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする乳幼児についても、事業主等が設置する施設等で保育を行う事業です。
	居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、障害、疾患などで個別のケアが必要な場合に、乳幼児の居宅において家庭的保育者*による保育を行う事業です。
企業主導型 保育事業	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行うものです。	

子ども・子育て支援制度の事業の全体像



2 保育認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

(1) 認定区分

認定区分	対象者	対象施設・事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 地域型保育事業

(2) 認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）に当たっては以下の3点について基準を策定します。

(1) 事由

ア 就労

フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労

イ 就労以外の事由

保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして町が定める事由

(2) 区分（月単位の保育の必要量に関する区分）

ア 保育標準時間

主にフルタイムの就労を想定した長時間利用

（1日当たり最大11時間の利用。1月あたりの労働時間が120時間以上）

イ 保育短時間

主にパートタイムの就労を想定した短時間利用

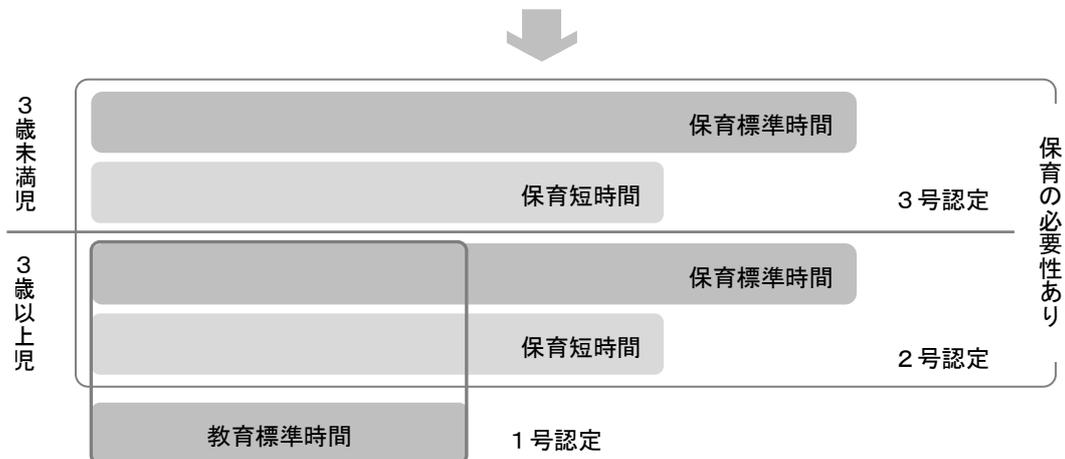
（1日当たり最大8時間の利用。1月あたりの労働時間が64時間以上120時間未満）

(3) 優先利用

ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

保育の必要量の認定

新制度における公的保育の対象＝保育を必要とする児童
（「保育標準時間」認定の児童＋「保育短時間」認定の児童）



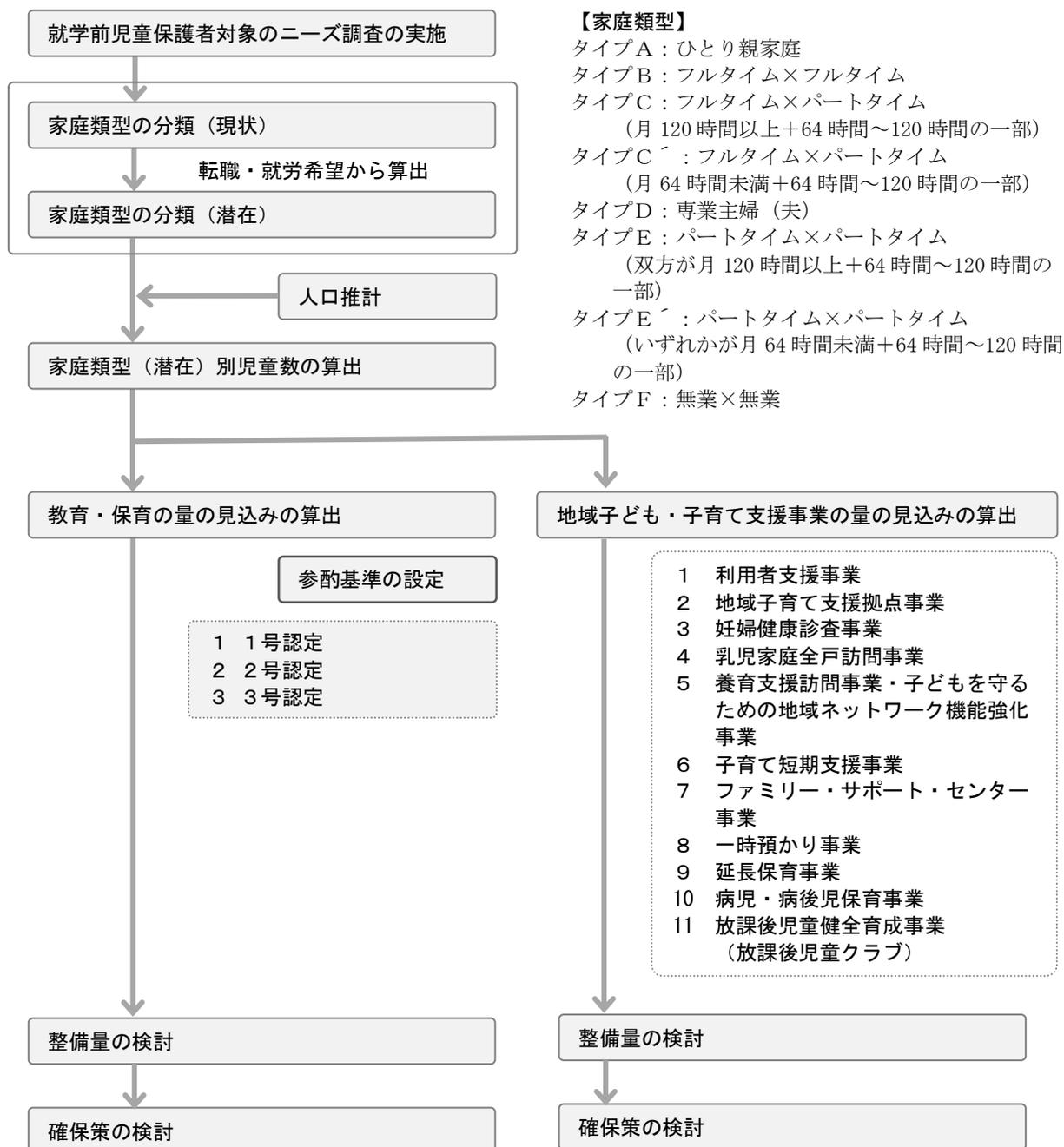
保育の必要性の認定

<p style="text-align: center;">①事由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 就労 2 妊娠・出産 3 保護者の疾病・障害 4 同居親族等の介護・看護 5 災害復旧 6 求職活動 7 就学 8 虐待やDVのおそれがあること 9 育児休業取得時に、すでに保育を利用していること 10 その他市町村が定める事由 	×	<p style="text-align: center;">②区分（保育必要量）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育標準時間 2 保育短時間 	×	<p style="text-align: center;">③優先利用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ひとり親家庭 2 生活保護世帯 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 5 子どもが障害を有する場合 6 育児休業明け 7 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合 8 小規模保育事業などの卒園児童 9 その他市町村が定める事由 																												
<p>保育の必要性認定・指数（優先順位）づけ</p> <p><保育標準時間></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">Aグループ（10点）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">○○ ○○</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">□□ □□</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">.....</td> <td></td> <td style="text-align: right;">計X人</td> </tr> <tr><td colspan="4"> </td></tr> <tr> <td>Bグループ（9点）</td> <td style="text-align: center;">△△ △△</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">□□ ○○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">.....</td> <td></td> <td style="text-align: right;">計Y人</td> </tr> </table> <p>※保育短時間も同様</p>					Aグループ（10点）	○○ ○○				□□ □□					計X人					Bグループ（9点）	△△ △△				□□ ○○					計Y人
Aグループ（10点）	○○ ○○																															
	□□ □□																															
		計X人																													
Bグループ（9点）	△△ △△																															
	□□ ○○																															
		計Y人																													

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量は、国の手引きに従い、就学前児童保護者対象のニーズ調査結果をもとに、次の手順で推計します。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計のフロー



4 家庭類型（現状・潜在）

本計画では、教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたり、国の手引きに従い家庭類型を整理します。家庭類型は、就学前児童保護者に実施したニーズ調査の結果から算出しています。家庭類型の種類の種類は、タイプAからタイプFの8種類となっています。

（1）家庭類型（現状）の算出

就学前児童保護者対象のニーズ調査の両親の就労形態等の項目より現状の家庭類型別割合を算出します。結果は次のとおりです。

家庭類型（現状）の算出

タイプA：ひとり親家庭	2.5%
タイプB：フルタイム×フルタイム	28.4%
タイプC：フルタイム×パートタイム（月120時間以上+64時間～120時間の一部）	7.4%
タイプC'：フルタイム×パートタイム（月64時間未満+64時間～120時間の一部）	11.2%
タイプD：専業主婦（夫）	50.3%
タイプE：パートタイム×パートタイム（双方が月120時間以上+64時間～120時間の一部）	0.0%
タイプE'：パートタイム×パートタイム（いずれかが月64時間未満+64時間～120時間の一部）	0.0%
タイプF：無業×無業	0.2%

（2）家庭類型（潜在）の算出

家庭類型（現状）に、就学前保護者対象のニーズ調査の転職希望、1年以内の就労希望等の意向を反映させて家庭類型（潜在）を算出します。結果は次のとおりです。

家庭類型（潜在）の算出

タイプA：ひとり親家庭	2.5%
タイプB：フルタイム×フルタイム	31.9%
タイプC：フルタイム×パートタイム（月120時間以上+64時間～120時間の一部）	11.8%
タイプC'：フルタイム×パートタイム（月64時間未満+64時間～120時間の一部）	16.6%
タイプD：専業主婦（夫）	36.9%
タイプE：パートタイム×パートタイム（双方が月120時間以上+64時間～120時間の一部）	0.0%
タイプE'：パートタイム×パートタイム（いずれかが月64時間未満+64時間～120時間の一部）	0.0%
タイプF：無業×無業	0.2%

5 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、年々減少していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	174	169	164	158	154
1歳	146	191	186	180	173
2歳	194	154	202	197	191
3歳	239	210	167	219	213
4歳	293	247	218	173	227
5歳	271	302	255	225	178
6歳	297	281	313	265	233
7歳	305	302	286	319	270
8歳	302	309	306	290	323
9歳	356	304	312	309	293
10歳	327	357	305	313	310
11歳	318	327	358	306	313

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

6 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

現在、認可保育所は、本町西部の区域に限られた地域に集中しており事業の偏在が見られます。本町東部の市街化調整区域である木古庭地区、上山口地区、下山口地区（一部）を1つの区域、残りの本町西部の市街化区域である下山口地区（一部）、一色地区、堀内地区、長柄地区をもう1つの区域として、教育・保育提供区域を市街化調整区域と市街化区域の2区域と定めます。これにより、町全域で特定のエリアへの事業の偏在解消を目指し、基盤整備を行っていくこととします。

7 教育・保育及び地域型保育事業

(1) 1号認定（満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども）

- 現在、町内にある私立幼稚園は5か所です。
うち、新制度移行園1か所、新制度未移行園4か所です。

【確保方策】

- 幼稚園を希望する保護者が多いことに配慮しつつ、幼稚園に対する説明会等で認定こども園の制度を深く理解してもらい、認定こども園への移行を推進します（令和4年度までに2か所）。

【年度別見込量】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	453	428	361	348	349
1号認定	453	428	361	348	349
②確保方策	945	885	875	875	875
認定こども園（幼稚園型） （施設型給付含む）	175	430	420	420	420
施設数（か所）	1	2	2	2	2
確認を受けない幼稚園	770	455	455	455	455
施設数（か所）	4	3	3	3	3
②-①	492	457	514	527	526

(2) 2号認定（満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども）

- 2号認定については基本的に認可保育所及び認可外保育施設で対応していきますが、教育ニーズの高い2号認定も見込まれることから、幼稚園の認定こども園の移行にも取り組んでいきます。
- 令和元年度時点で、町内にある保育施設は認可保育所が4か所、小規模保育施設が2か所です。
- 令和2年度には、町内にある保育施設は認可保育所が5か所、小規模保育施設が1か所となる見込です。

【確保方策】

- 幼稚園の認定こども園への移行を推進し、1園あたり45人の2号認定子どもの受入れを目指します（令和4年度までに2か所）。
- 町内の小規模保育施設から認可保育所へ移行するための支援をします（令和2年度までに5か所、うち1か所は小規模保育施設からの移行）。
- 子どもの人口の減少が見込まれるものの、女性の就業率の上昇に対応できるよう、保育サービスの充実を図ります。

【年度別見込量】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	304	287	242	234	234
2号認定（教育ニーズ）	83	78	66	64	64
2号認定（その他）	221	209	176	170	170
②確保方策	234	294	339	339	339
認定こども園 （幼稚園型、幼保連携型）	0	60	105	105	105
施設数（か所）	0	1	2	2	2
認可保育所（公立）	60	60	60	60	60
施設数（か所）	1	1	1	1	1
認可保育所（私立）	128	128	128	128	128
施設数（か所）	4	4	4	4	4
認可外保育施設	46	46	46	46	46
施設数（か所）	4	5	5	5	5
②－①	△70	7	97	105	105

(3) 3号認定（満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども）

- 3号認定については基本的に認可保育所で対応していきます。
- 令和元年度時点で、町内にある保育施設は認可保育所が4か所、小規模保育施設が2か所です。
- 令和2年度には、町内にある保育施設は認可保育所が5か所、小規模保育施設が1か所となる見込です。

【確保方策】

- 町内の小規模保育施設から認可保育所へ移行するための支援をします（令和2年度までに5か所、うち1か所は小規模保育施設からの移行）。
- 家庭的保育事業（保育ママ）を確保します（県子育て支援研修を活用）。
- 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）については、卒園後も安心して利用できるように、連携施設を設定するほか円滑な接続に配慮します。
- 子どもの人口の減少が見込まれるものの、女性の就業率の上昇に対応できるよう、保育サービスの充実を図ります。

【年度別見込量】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	206	208	226	220	213
3号認定	206	208	226	220	213
②確保方策	158	210	255	255	255
認定こども園 （幼稚園型、幼保連携型）	0	0	45	45	45
施設数（か所）	0	0	1	1	1
認可保育所（公立）	40	40	40	40	40
施設数（か所）	1	1	1	1	1
認可保育所（私立）	89	89	89	89	89
施設数（か所）	4	4	4	4	4
小規模保育事業	10	48	48	48	48
事業者数（か所）	1	3	3	3	3
家庭的保育事業	0	2	2	2	2
人数（人）	0	1	1	1	1
認可外保育施設	19	31	31	31	31
施設数（数）	4	5	5	5	5
②－①	△48	2	29	35	42

【年度別見込量・内訳】

(0歳)

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	45	44	42	41	40
3号認定(0歳)	45	44	42	41	40
②確保方策	33	44	59	59	59
認定こども園 (幼稚園型、幼保連携型)	0	0	15	15	15
認可保育所(公立)	5	5	5	5	5
認可保育所(私立)	24	24	24	24	24
小規模保育事業	2	10	10	10	10
家庭的保育事業	0	1	1	1	1
認可外保育施設	2	4	4	4	4
②-①	△12	0	17	18	19

(1～2歳)

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	161	164	184	179	173
3号認定(1～2歳)	161	164	184	179	173
②確保方策	125	166	196	196	196
認定こども園 (幼稚園型、幼保連携型)	0	0	30	30	30
認可保育所(公立)	35	35	35	35	35
認可保育所(私立)	65	65	65	65	65
小規模保育事業	8	38	38	38	38
家庭的保育事業	0	1	1	1	1
認可外保育施設	17	27	27	27	27
②-①	△36	2	12	17	23

保育利用率

- 3号認定については、「保育利用率」（満3歳未満の子どもの全体数に占める保育利用定員の割合）の各年度の目標値を定めることとされています。

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{3号認定の子どもの利用定員数}}{\text{満3歳未満の子どもの全体数}}$$

（保育利用率の目標設定）

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
満3歳未満の 子どもの数（①）	514	514	552	535	518
3号認定の 利用定員（②）	158	210	255	255	255
3号認定の 量の見込み（③）	206	208	226	220	213

（単位：％）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率 （②／①）	30.7	40.9	46.2	47.7	49.2
保育利用率目標 （③／①）	40.1	40.5	40.9	41.1	41.1

（4）幼児教育・保育の質の確保

- 各保育所、地域型保育事業では、各施設の運営方針に基づき、定期的な職員研修、保護者との懇談会などを行うことによって、より良い保育サービスの確保に努めます。
- 幼稚園・保育所では、教育・保育の「質」を確保するため、幼稚園・保育園連絡会議等を活用し、各園の特色ある保育実践等の報告や情報交換を行います。
- 幼児教育・保育の質の確保のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実を図ります。

8 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

- 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

相談事業を相談員等が行う基本型と保健師等の専門職が行う母子保健型があります。

【確保方策】

- 子育て支援センターでの相談事業を基本型、子ども育成課窓口での相談事業を保健師等の専門職が対応する母子保健型とします。
- また、令和2年度以降に利用者からの意見等を伺い、よりよい事業の実施形態の充実を図ります。

【年度別見込量】

(単位：か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
確保策 (B)	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

- 乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
- 子育て支援センターと児童館・青少年会館のひろば事業などが想定されています。

【確保方策】

- 量の見込みについては、充足していることが考えられ、子育てひろば事業を実施する場所の数を確保方策としますが、今後、地域のニーズや実情を踏まえ、子育て広場事業の拡充を検討します。
- また、利用者支援事業等を通じて、地域子育て支援拠点事業に関する情報提供を行い、利用促進を図るとともに、令和2年度以降に利用者からの意見等を伺い、よりよい事業の実施形態の検討を行います。

【年度別見込量】

(単位：人回／月)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5,983	5,983	6,425	6,227	6,029
②確保方策(か所)	8	8	8	8	8
地域子育て支援拠点事業	1	1	1	1	1
その他	7	7	7	7	7

(3) 妊婦健康診査事業

- 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【確保方策】

- 従来から行われている事業ですが、令和2年度以降も着実に事業を実施します。

【年度別見込量】

(単位：人回／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,436	2,366	2,296	2,212	2,156
②確保方策	2,436	2,366	2,296	2,212	2,156

※対象者として0歳児の推計人口を想定 0歳児推計人口×14回（健診回数）

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、母子の健康状態の確認や子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

【確保方策】

- 従来から行われている事業ですが、令和2年度以降も着実に事業を実施します。

【年度別見込量】

(単位：人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	174	169	164	158	154
②確保方策	174	169	164	158	154

(5) 養育支援訪問事業・

子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

- 「養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業」と「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と連携強化を図る取組を実施する事業」です。
- 葉山町では、それぞれ「養育支援家庭訪問事業」及び「児童相談事業」という名称で、事業を実施しています。

【確保方策】

- 従来から行われている事業ですが、令和2年度以降も着実に事業を実施します。
- 「養育支援家庭訪問事業」では、理学療法士等の派遣や養育支援員による訪問を実施します。
- 「子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業」では、葉山町要保護児童対策地域協議会の連携強化を図るほか、親育ち支援プログラムや虐待予防講演会を実施します。

【年度別見込量】

(単位：人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	45	44	43	41	40
②確保方策	45	44	43	41	40

(6) 子育て短期支援事業

- 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

【確保方策】

- 子育て支援センターや保健師等による相談の状況等を鑑みながら、必要に応じて事業の実施を検討していきます。

【年度別見込量】

(単位：人日／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0

(7) ファミリー・サポート・センター事業

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保方策】

- 毎年度、支援会員を増やし、量の見込みに合う提供体制を整えます。
- 支援会員を養成するほか、依頼会員と支援会員のマッチングに取り組みます。

【年度別見込量】

(単位：人日／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,201	1,175	1,145	1,101	1,073
②確保方策	1,201	1,175	1,145	1,101	1,073
②－①	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な支援を行う事業です。

【確保方策】

- 一時預かりを提供できる場所を増やします。
- 教育ニーズの高い2号認定も見込まれることから、幼稚園及び認定こども園における一時預かりの充実を図ります。
- 従来から行われている事業ですが、すべての幼稚園で預かり保育を実施します。長期休暇中の預かり保育にも対応していきます。
- 保育所では、待機児童の状況（通常保育の受入れ状況）を踏まえながら、提供できる施設数を増やします。

① 幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育） 【年度別見込量】

(単位：人日／年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		23,194	21,923	18,486	17,821	17,850
②確保方策	人日	23,194	21,923	18,486	17,821	17,850
	か所	5	5	5	5	5
②-①		0	0	0	0	0

② 幼稚園以外の一時預かり 【年度別見込量】

(単位：人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		2,747	2,655	2,486	2,403	2,369
②確保方策	人日	2,100	2,100	3,350	3,350	3,350
	か所	2	2	3	3	3
②-①		△647	△555	864	947	981

(9) 延長保育事業

- 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【確保方策】

- 保育所を利用している人が、確実に利用できる体制を整えていきます。

【年度別見込量】

(単位：人／月)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		404	391	366	353	349
②確保方策	人	404	391	366	353	349
	か所	6	6	6	6	6
②-①		0	0	0	0	0

(10) 病児・病後児保育事業

- 病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【確保方策】

- 病後児保育は、すでにファミリー・サポート・センターで実施されており、引き続き継続します。
- 病後児保育を実施できる施設数を増やします。
- 病児保育は令和2年度から広域での実施検討を開始し、令和4年度からの受入れを目指します。受入れ施設は、1日あたり1人を目安とします（広域での実施を想定）。

【年度別見込量】

(単位：人日／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	225	218	204	197	194	
②確保方策	245	245	495	495	495	
病児保育事業 (病後児保育含む)	人日	240	240	490	490	490
	か所	1	1	2	2	2
ファミリー・サポート・センター	人日	5	5	5	5	5
②-①	20	27	291	298	301	

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【確保方策】

- 令和3年度から徐々に供給量を拡大していきます。
- 町直営の学童クラブは確保方策として見込んでいますが、学童クラブのニーズの状況により実施方法の検討を行うこととします。
- 学童クラブについて、現行の障害児受入推進事業を継続し、必要に応じて加配指導員を配置するとともに、放課後デイサービスを含め、障害のある児童の放課後の居場所の充実を図ります。
- 学童クラブや児童館・青少年会館等、放課後の居場所に関する情報提供の充実を図ります。
- 新・放課後子ども総合プランの趣旨に沿った学童クラブ及び放課後子ども教室の実施を目指し、次の取組みを推進します。
 - ・ すべての小学校内で学童クラブと放課後子ども教室を一体型で実施することを目指します。
 - ・ 小学校内で実施する学童クラブと放課後子ども教室の一体型は、令和3年度から1年に1か所のペースで新設することを目指します。
 - ・ 学童クラブを利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受け入れ、引き渡し等について、双方の運営者が連携を図るよう協議をしていきます。
 - ・ 小学校内への学童クラブ及び放課後子ども教室の設置に際しては、余裕教室の活用等を教育委員会と小学校と運営者との間で十分な協議を行います。また、小学校内に学童クラブ及び放課後子ども教室を設置する際は、小学校ごとに、小学校と運営者の間における運用ルールなど、学校施設の使用に当たって、学校や関係者の不安感が払拭されるよう努めます。
 - ・ 小学校と運営者が定期的に連絡会を開くなどして、連携が取りやすくなるよう互いに情報共有をします。
 - ・ 学童クラブについて、利用する保護者のニーズに合った開所時間の設定に努めます。
 - ・ 町や県等が実施する研修への参加を促進し、学童クラブの役割をさらに向上させます。
 - ・ 町のホームページや広報紙、学童クラブからの直接の発信による、情報周知を検討します。

【年度別見込量】

(単位：人／月)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	327	341	359	373	392
小学1年生	102	107	112	117	123
小学2年生	91	95	100	104	110
小学3年生	71	74	78	81	85
小学4年生	37	38	40	42	44
小学5年生	17	18	19	19	20
小学6年生	9	9	10	10	10
②確保方策	325	365	405	445	445
施設数	10	11	12	13	13
②-①	△2	24	46	72	53

※ 確保方策については、「みんなの公共施設未来プロジェクト」を踏まえ、変更する場合があります。

※ 施設数については、民間学童クラブを含みます。

＜放課後の居場所としての児童館・青少年会館＞

児童館・青少年会館は、子どもたち（0～18歳）と、子育てにかかわる大人がいつでも、誰でも利用できる地域の遊び場です。

小学校就学後の放課後、土曜日、春夏冬休みの安心・安全な居場所として、学童クラブや一般来館（全児童対象）を受け入れ、いろいろな年齢の子どもたちが自由な遊びを通して、心身ともに健やかに成長していけるよう支援していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び幼稚園(未移行)における食材費(副食費)に対する助成をする事業です。

(対応案)

- 今後は、利用者ニーズ等の動向や、他の費用助成事業の状況を踏まえつつ、必要となる事業実施に努めます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

(対応案)

- 今後は、各事業等のニーズ動向を踏まえつつ、対応するための事業確保に向けた事業者の育成・参入につながるように必要に応じた事業実施に努めます。

9 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

- 令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されました。この給付の実施にあたっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

10 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

- 認定こども園が幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることを周知していきます。
- 教育ニーズを求める就労世帯が一定程度いることを踏まえ、特に幼稚園への情報提供や、認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を行います。また、県等が実施する幼稚園教諭や保育士に対する合同研修等への参加を促進する等の取組を推進します。

11 教育・保育施設等の連携の推進方策

- 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）については、卒園後も安心して利用できるように、連携施設を設定するほか円滑な接続に配慮します。
- 認定こども園、幼稚園及び保育園の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携を推進します。また、就学時健康診断を通じて、発達支援等の早期発見、就学にあたっての相談を行い、教育・保育の連携を図ります。
- 「葉山町発達支援システム」や「葉山町相談支援ファイル「こん葉^oす」」などを活用しつつ、教育委員会、幼稚園、保育園、小学校、中学校間で指導上必要な情報の共有と連携を図り、一貫した相談・支援体制を充実します。
- 教員・保育士等による連絡会や見学を実施し、情報の共有や連携を図ります。

12 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるように、休業中の保護者に対して適切な情報提供や相談を行います。
- 子育て支援センター、子ども育成課、関係機関の連携を強化しながら、相談体制の充実を図り、適切なサービスに繋げていくなど、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。

13 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援等

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進や子どもの貧困対策、障害児、生活困窮・養育困難な家庭など、特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県や関係機関との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係機関と連携を密にして展開します。

《児童虐待防止対策の充実》

- 「子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業」では、葉山町要保護児童対策地域連絡協議会の連携強化を図るほか、親育ち支援プログラムや虐待予防講演会等を実施します。
- 妊娠・出産期における定期的な健康診査や、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、産後うつへの早期対応や、支援の必要性を見定めるとともに、養育支援訪問事業等により、さらなる支援を速やかにかつ適切に行います。
- 産後において、家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられない等、特に支援を必要とする母子及びその家庭に対し、心身の安定、育児不安の解消、児童虐待の未然防止を目的として、産後ケア事業を実施します。
- 支援の必要な子どもや家庭の情報について、地域ぐるみの子どもの見守りや幼稚園、保育園等、学校との連携により、早期発見、早期対応そして未然防止への取組を進めます。

《子どもの貧困対策》

- 生まれ育った家庭の経済事情等で子どもの将来が左右されないよう、教育・学習支援や保護者への就労の支援、生活の支援、経済的支援を進めます。
- 経済的な理由により、児童生徒を小中学校へ就学させることが困難な家庭に対し、学用品費や給食費など就学に必要な費用の一部を援助する就学支援等、経済的支援を行います。
- 「フードバンクかながわ」からの提供食品を利用した子ども食堂への支援を行います。

《発達面で支援が必要な子どもへの連携》

- 令和元年度に町立の療育施設（たんぼぼ教室）を利用している未就学児は31名です。そのうち、21名が幼稚園・保育施設も利用しています。特別な支援が必要な子どもについては、すでに幼稚園・保育施設と連携して、日ごろから情報共有を進めています。引続き、教育・保育の利用を希望した場合に円滑な受け入れができるように、施設・事業者との連携を深めていきます。
- 小学校への就学の際には、たんぼぼ教室において作成した個別支援計画をもとに、会議を開催し、就学先の小学校との連携を図ります。
- 「葉山町発達支援システム」や「葉山町相談支援ファイル「こん葉^oす」」などを活用しつつ、教育委員会、幼稚園、保育園、小学校、中学校間で指導上必要な情報の共有と連携を図り、一貫した相談・支援体制を充実します。（再掲）
- 葉山町障害者福祉計画（障害児福祉計画）と整合を図り、医療的ケア児へ適切な支援を行います。

14 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

- 幼稚園の預かり保育等の一時預かり事業の充実や病児・病後児保育事業の広域での実施に向けた検討していくなど、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実を図り、働きやすい職場環境の整備に努めます。
- プレママやプレパパ教室等を通じて、家庭における男性の育児参加の機会の促進等、社会全体の意識の醸成を図ります。
- 企業等への育児休業等制度の周知など、誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。